

佐原税務署からのお知らせ

①所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納付をお忘れなく！

- (1) 予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和8年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第1期分」の金額が納付する額です。令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書をe-Taxにより通知しています。
- (2) 廃業、休業又は業況不振などの理由で、令和8年6月30日の現況による令和8年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合において、予定納税額の減額申請をすることができます。
- (3) 第1期分の予定納税額の減額申請をする場合は、令和8年7月15日[㊤]までに「予定納税額の減額申請書」を书面又はe-Taxにて所轄の税務署に提出してください。提出後、その申請に対する結果を书面又はe-Taxでお知らせします。

●振替納税振替日

●その他キャッシュレス納付の納期限

令和8年7月31日[㊤]

②事業者の皆様へ 源泉徴収票の提出方法が変わります

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。

制度改正の内容は
こちらから



●問合せ 佐原税務署総務課 ☎[㊤]1 3 3 1

国民年金だより

国民年金の保険料は17,920円（令和8年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、「保険料の免除または一部免除（一部納付）制度」をご利用ください。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

一部納付制度は、一部免除された保険料を納付しない場合、未納と同じとなるため、受給資格期間に含まれなくなり将来の年金の額にも反映されません。また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、必ず一部保険料を納付してください。なお申請は、2年1ヶ月前まで遡及することができます。

申請書は、町民課国保年金係までご提出ください。

●問合せ 町民課国保年金係 ☎[㊤]2 1 1 3